

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第94号	
事故等種類	乗組員負傷	
発生日時	平成21年6月10日 14時25分ごろ	
発生場所	鹿児島県三島村硫黄島港 薩摩硫黄島港南防波堤灯台から真方位328° 2,000m付近（概位 北緯30°46.8′ 東経130°16.7′）	
事故等調査の経過	平成21年6月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第五^{たから}宝丸、496トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 129499、株式会社EKIZEN^{エキゼン}（船舶所有者兼運航者）</p>	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 二等機関士、四級海技士（機関）	
死傷者等	負傷 1人（二等機関士 右膝及び右下腿広範挫減創、右大腿刺挫創）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長及び二等機関士ほか5人が乗り組み、硫黄島港において錨泊して浚渫作業中、平成21年6月10日14時25分ごろ、前部甲板の左舷側で、土砂を洗い流す作業をしていた二等機関士が、旋回中のクレーン付階段と倉庫昇降口との間に右足を挟まれた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波 なし	
その他の事項	船長は、衛生及び安全担当者であり、また、浚渫作業の作業責任者であった。 二等機関士は、浚渫作業の経験は初めてであった。また、事故当時、安全長靴を履き、ヘルメットを被り、カッパの上に救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>二等機関士は、土砂を洗い流す作業を開始する際、クレーンハウスの動きに気を付けていれば、危険はないものと思ひ、クレーン旋回範囲内の立入禁止区域に入ったものと考えられる。</p> <p>二等機関士は、クレーン付階段が接近することに気付き、危険を感じて移動したが、カッパの裾が倉庫昇降口開閉用蝶ねじの先端に絡み、身動きできない状況になった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、各浚渫作業者に対して、クレーン旋回中は旋回範囲内に立ち入らないよう指導していた可能性があると考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が硫黄島港において浚渫作業中、二等機関士がクレーン旋回範囲内の立入禁止区域で作業を行ったため、クレーン付階段と倉庫昇降口との間に右足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。
備考	船舶所有者は、立入禁止区域を示す黄色の線を塗装していたが、安全対策を強化するため、事故後、さらに移動式防護柵を設置し、また、クレーン付階段を固定式から跳上式に改修した。